平成２３年（フ）第８０３４号
大阪市浪速区立葉１丁目３番３号　エクセル方
債務者　瀬藤　吉弘
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥村　昌裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月１日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１０４号
大阪府豊中市向丘３丁目９番８―412号
債務者　植村　貞子
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　文隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１３４号
大阪府東大阪市御幸町17―18　大島得央方、住民票上の住所大阪市東成区深江南２丁目16番15号
債務者　大島　長一
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾田　智史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１３５号
大阪府東大阪市御幸町17―18、住民票上の住所大阪府東大阪市東石切町４丁目８番５号
債務者　大島　得央
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾田　智史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１６３号
大阪市淀川区田川１丁目６番20号
債務者　秋吉　健次
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝野　修治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１６４号
大阪市淀川区田川１丁目６番20号
債務者　吉見整骨院こと　秋吉　　香（旧姓吉見）
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝野　修治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２０４号
大阪府枚方市長尾東町３丁目54番７―24号
債務者　北森　正子
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥村　昌裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月１日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２１６号
大阪市阿倍野区王子町３丁目10番13号
債務者　中村　憲一
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　将治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２１７号
大阪市阿倍野区王子町３丁目10番13号
債務者　中村　芳子（旧姓勝）
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　将治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２３１号
大阪市福島区玉川１丁目５番４―705号
債務者　酒のまえなかこと　前中　貞則
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　　俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２３２号
大阪市福島区玉川１丁目５番４―705号
債務者　前中　孝子
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　　俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２６２号
兵庫県三田市狭間が丘５丁目５番地　３棟1114号
債務者　笠原　　潔
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻井　康平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８８号
宮崎県都城市年見町３街区４号　第８年見マンション867号
債務者　畠　衛次郎
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川崎　志保
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月23日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第７８４３号
大阪市東淀川区豊里２丁目24番３号　石川マンション502号
債務者　河野　昭子
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾﨑　宏明
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９５０号
大阪市西成区山王１丁目11番13号
債務者　宮浦　秀洋
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝野　修治
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２２６号
兵庫県篠山市池上566番地34、前住所大阪市西区立売堀３丁目３番13―904号
債務者　井上　順二
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝野　修治
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第８８号
岩手県気仙郡住田町下有住字新切78、住民票上の住所岩手県陸前高田市高田町字洞の沢32番地17
債務者　及川美佐子
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第９１号
岩手県一関市赤荻字松木130番地１
債務者　菅原　淑子（旧姓菊池）
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
盛岡地方裁判所一関支部